

# 京都府建設業等生産性向上対策事業

建設業における働きやすい環境づくりの実現に向けて、生産性向上に資する設備投資等に係る費用に対して補助金を交付します。

令和 5 年度

申請の手引き

京都府建設交通部指導検査課

## 目次

1	募集概要.....	- 3 -
2	申請方法.....	- 4 -
3	交付決定.....	- 5 -
4	補助事業の事前着手.....	- 5 -
5	事業内容の変更等.....	- 5 -
6	実績報告.....	- 6 -
7	補助金の額の確定.....	- 6 -
8	取得財産の処分.....	- 6 -
9	注意事項等.....	- 7 -
10	申請の流れ.....	- 8 -
11	様式.....	- 9 -
12	質問集.....	- 17 -

## 1 募集概要

### (1) 趣旨

生産年齢人口の減少などにより建設産業の人手不足が深刻化しています。そこで中小企業が建設現場での働きやすい環境づくりの実現に向け、補助期間中に業務の高精度化、効率化や省人化等を図る取組に対し、事業に要する経費の一部を補助します。

### (2) 補助申請受付期間

令和5年12月22日（金）から令和6年1月31日（水）まで（必着）

※申請期間内であっても予算額を超えた場合は、申請受付を打ち切る場合があります。

### (3) 補助期間

交付決定日（又は事前着手日）から令和6年2月25日（日）までの間に経費の支払いを含め事業を完了するもの

※事前着手日は令和5年4月1日以降に限ります。

### (4) 補助対象経費

測量機器やICT機器等の購入に関する経費で、建設現場における働きやすい環境づくりに向け、業務の高精度化、効率化や省人化等の効果があると知事が認めたもの（消費税及び地方消費税を除く）

対象品目	例
測量機器	地上型レーザースキャナー 自動追尾機能付き測量機器 ドローン など
2Dマシンガイダンスシステム	既存の油圧ショベル等に装着するシステム など
ICT機器等	ウェアラブルカメラ、定点カメラ CCUS現場運用支援機器 電熱式防寒服 など

※ 建設機械は補助対象外

※ 機器等を所有することなく、賃借に要する経費は対象外

### (5) 補助対象者

令和5年度京都府建設工事競争入札参加資格者又は令和5年度京都府測量等業務指名競争入札参加資格者（以下「参加資格業者」という）のうち京都府内に主たる営業所を置く中小企業事業者

### (6) 補助率及び補助上限額

対象事業者	補助率	上限額
労働者の処遇改善や働き方改革を実施する場合※1	補助対象経費の3/4以内	750万円
上記に該当しない場合	補助対象経費の1/2以内	500万円

※1 労働者の処遇改善や働き方改革を実施する場合とは、事業完了までの間に以下のうち1つ以上の達成が確認できる場合をいう。

- ①：全ての対象事業場において平成31年4月1日（以下「基準日」という。）以降に、労働基準法第36条で定められている時間外労働時間及び休日労働時間を超えない範囲で、時間外・休日労働に関する協定（以下「36協定」という。）等を締結し、所轄労働基準監督署長に提出している場合
- ②：全ての対象事業場において基準日以降に、4週当たりの休日日数を1日以上増加させた場合（増加後の休日日数が4週当たりで5日以上とすること）
- ③：基準日以降において、事業年度等（事業年度及び暦年をいう。以下同じ。）の給与等受給者一人当たりの平均受給額（※2）を前事業年度等と比較して1,000分の15以上増加させた場合

※2 給与等受給者一人当たりの平均受給額とは、「法人事業概況説明書」の「10 主要科目」のうち「労務費」、「役員報酬」及び「従業員給料」の合計額を「4期末従業員等の状況」のうち「計」で除した金額又は、「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」の「1 給与所得の源泉徴収票合計表（375）」の「A 俸給、給与、賞与等の総額」の「支払金額」欄を「人員」で除した金額をいいます。

## 2 申請方法

以下の提出書類を、P.8の「書類提出及び問合せ先」まで郵送又は持参により提出してください。

### ○提出書類

京都府建設業等生産性向上対策事業補助金交付申請書 （別記第2号様式）	必須
京都府建設業等生産性向上対策事業補助金事前着手届 （別記第1号様式）	該当がある場合
京都府建設業等生産性向上対策事業補助金交付申請書 所要額調書 （別記第2号様式 別紙1）	必須
補助対象経費の算出基礎資料（第2号様式 別紙2）	必須
導入する機器等のカタログ及びその見積り	必須
交付要領第4条に規定する別表1中補助率の欄の（1）がわかる資料 ※3	該当がある場合
国又は地方公共団体による補助金、交付金その他の給付金（以下「他の補助金等」という）の交付申請書又は交付決定書の写し※4	該当がある場合
口座振替依頼書	必須

※3：交付要領第4条に規定する別表1中補助率の欄の（1）がわかる資料とは、管轄の機関に提出済みの36協定や就業規則や法人事業概況説明書等です。ただし、賃金台帳等個人情報記載の資料により証明を行う場合は、P.8の「書類提出及び問合せ先」にご連絡ください。

※4：本補助金と対象及び目的を同じくする他の補助金等を活用する場合は提出してください。

### 3 交付決定

申請のあった事業について順次審査を行った上で、交付決定通知を送付します。

なお、交付決定審査に向け申請内容について聞き取り及び追加で資料を求める場合がありますのでご承知ください。

※ 補助金は、予算の範囲内で順次交付決定し、申請多数の場合は、補助金の減額又は不採択となることがあります。

### 4 補助事業の事前着手

交付決定日後の事業着手が原則ですが、やむを得ない事由により交付決定日前に事業着手を行う場合、「事前着手届（別記第1号様式）」を提出してください。

ただし、事前着手届の提出を以って交付決定が確約されるものではありません。

また、事前着手日は令和5年4月1日以降とし、それ以前の着手日は認めません。

### 5 事業内容の変更等

申請のあった事業内容や補助対象額等を途中で変更、中止又は廃止する場合や交付申請を取り下げる場合は、必ず必要書類を申請期限内に郵送又は持参により、すみやかに提出してください。ただし軽微な変更に係る変更承認申請書の提出は不要です。

#### (1) 事業内容の変更

##### ○提出書類

京都府建設業等生産性向上対策事業補助金変更承認申請書 (別記第3号様式)	必須
京都府建設業等生産性向上対策事業補助金交付申請書 所要額調書 (別記第2号様式 別紙1)	必須
補助対象経費の算出基礎資料 (別記第2号様式 別紙2)	必須
導入する機器等のカタログ及びその見積り	変更がある場合
交付要領第4条に規定する別表1中補助率の欄の(1)がわかる資料	変更がある場合
他の補助金等の交付申請書又は交付決定書の写し	変更がある場合

#### (2) 事業の中止又は廃止

##### ○提出書類

京都府建設業等生産性向上対策事業中止(廃止)承認申請書 (別記第4号様式)	必須
--	----

## 6 実績報告

報告書類は、P.8の「書類提出及び問合せ先」まで郵送又は持参により提出期限内に提出してください。

### (1) 提出書類

京都府建設業等生産性向上対策事業補助金実績報告書 (別記第5号様式)	必須
京都府建設業等生産性向上対策事業補助金交付申請書 所要額調書 (別記第2号様式 別紙1)	必須
補助対象経費の算出基礎資料 (別記第2号様式 別紙2)	必須
請求書及び領収書の写し等支出の根拠となる証拠書類	必須
購入した被服を令和6年2月25日までに利用したことがわかる資料	該当がある場合
他の補助金等の実績報告書の写し	該当がある場合
取得財産管理台帳 (第7号様式)	必須

### (2) 提出期限

補助事業が完了した日から起算して30日を経過した日又は令和6年2月29日のいずれか早い日までに提出してください。

※ 申請状況により変更する場合があります。

※ 事前着手している場合は交付決定日から起算して30日を経過した日又は令和6年2月29日のいずれか早い日までに提出してください。

## 7 補助金の額の確定

提出された実績報告書の内容を審査の上、確定した交付額を文書により通知するとともに提出された振替口座への入金をもって補助金の交付を行います。

## 8 取得財産の処分

補助事業により取得した財産を処分する場合は、必ず「取得財産処分承認申請書」を事前に提出してください。

### (1) 提出書類

京都府建設業等生産性向上対策事業補助金に係る取得財産処分承認申請書 (別記第8号様式)	必須
取得財産管理台帳 (第7号様式)	必須
取得財産処分に係り収入が見込まれる場合には、その収入金額等がわかる見積り	該当がある場合

## 9 注意事項等

### ○他の補助金、助成金との併用について

他の補助金等の交付を受ける事業については、機器等の購入に要した経費から、他の補助金等の額を控除した額を補助対象経費とします。

また、国又は地方公共団体が本補助金との併用を認めていない場合は、本補助金への申請は出来ません。

### ○補助金の交付の取消及び返還について

次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決の取消及び補助金の返還を求め、事業者名、不正の内容の公表等を行うことがあります。

- (1) 交付要領、規則の規定に違反したとき
- (2) 補助金の交付の決定の条件に違反したとき
- (3) 申請書等に虚偽の記載をしたとき

なお、不正な手段を用いて、交付金の交付を受けたものは、「工事等契約に係る指名停止等の措置要領」に基づく措置を行うことがあります。

### ○補助事業の経理

補助事業に係る経費について、帳簿や支出の根拠となる証拠書類については、事業が完了した年度の終了後10年間は管理、保存しなければなりません。

### ○立入検査等

補助事業完了後10年間において、京都府が必要であると判断した場合、京都府職員等を補助対象者の事務所等の関係場所に立ち入らせ、当該事業に係る帳簿書類その他物件等について、調査・検査に対応しなければなりません。

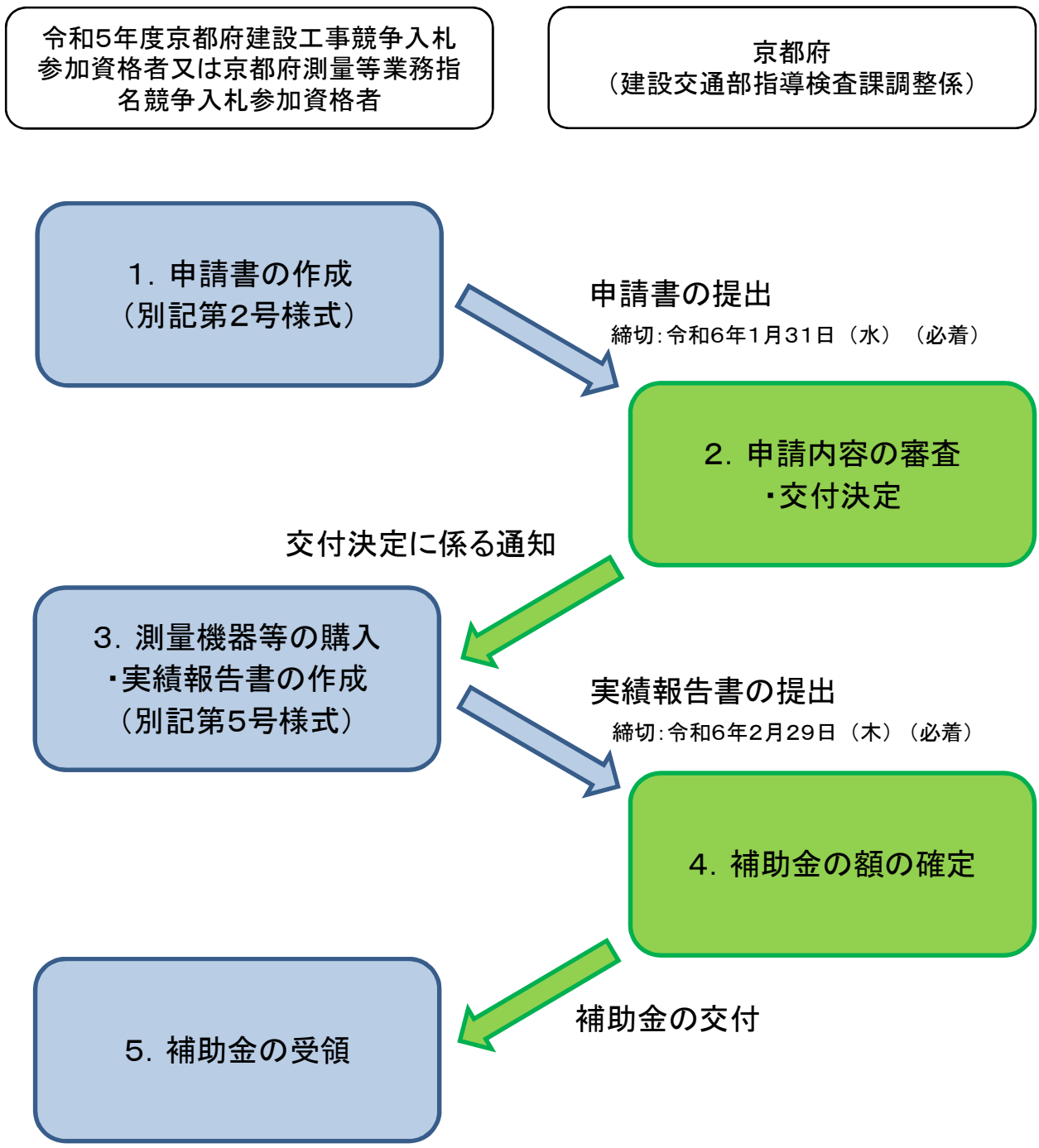
### ○補助金を交付した機器や被服等について

補助金の交付を受けた50万円未満の機器や被服等については、任意の台帳等を備え、貸与日や貸与者等の必要事項を記載し、常に貸与状況を明らかにしておかなければなりません。

### ○申請時に消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでない場合

補助金の交付決定後に補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、速やかに、別記第6号様式による報告書を提出してください。

10 申請の流れ



**【書類提出及び問合せ先】**  
京都府建設交通部指導検査課調整係  
〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町  
電 話: 075-414-5225  
F A X : 075-414-5183  
E-mail: shido@pref.kyoto.lg.jp



11 様式

別記

第1号様式（第5条関係）

令和 年 月 日

京都府知事 様

申請者 住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）  
氏名（法人にあつては、名称及び代表者の職・氏名）

京都府建設業等生産性向上対策事業補助金事前着手届

京都府建設業等生産性向上対策事業補助金について、別記条件を了承のうえ交付決定前に着手しますので、下記のとおり届け出ます。なお、事業実施にあたって京都府から指導がある場合はこれに従い、本件について交付決定がなされなかった場合や補助金の交付決定額が交付申請額に達しない場合においても、異議は申し立てません。

記

1 着手（予定）年月日 令和 年 月 日

2 事前着手の理由

別記条件

本事業については、補助金の交付申請日から交付決定を受けるまでの間において、変更を行わないこと。

別記

第2号様式（第6条関係）

令和 年 月 日

京都府知事 様

申請者 住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）  
氏名（法人にあつては、名称及び代表者の職・氏名）

京都府建設業等生産性向上対策事業補助金交付申請書

令和5年度において上記事業を実施したいので、京都府建設業等生産性向上対策事業補助金交付要領に基づき、下記のとおり補助金の交付を申請します。

記

- 1 交付申請額 円
- 2 添付資料
  - (1) 令和5年度京都府建設業等生産性向上対策事業補助金交付申請書 所要額調書（別記第2号様式 別紙1）
  - (2) 補助対象経費の算出基礎資料（別記第2号様式 別紙2）
  - (3) 補助対象経費に係る見積書の写し
  - (4) 購入する機器等のカタログ
  - (5) 別表1中補助率の欄の（1）に該当する場合には、その実施状況がわかる資料
  - (6) 国又は地方公共団体による本補助金と対象及び目的を同じくする補助金を活用している場合には、当該補助金の交付申請書等の写し
  - (7) 口座振替依頼書
  - (8) その他参考となる資料

補助対象者名 〇〇建設株式会社交付申請理由： 機器を購入し、活用することで業務の効率化、高精度化を図り労働者の働き方改革を推進するため

	補助対象機器等の名称	補助対象事業の 着手及び完了予定日	労働者の処遇改善 又は働き方改革の有無	補助対象経費① (税抜き額)	国又は市町村補助金額②	補助所要額 ③ ((①-②)×(補助率))
1	(記載例1) ウェアラブルカメラ 1台	着手 交付決定日 完了 令和6年 2月25日	該当項目ア、イ、ウの いずれか	220,550円	100,000円	90,000円
2	(記載例2) ドローン1台	着手 交付決定次日 完了 令和6年 2月25日		123,400円	0円	92,000円
3	(記載例3) GNSS受信機	着手 交付決定次日 完了 令和6年 2月25日		10,500,000円	0円	7,875,000円
計						8,057,000円

補助金交付申請額

7,500,000円

※申請額の上限は、労働者の処遇改善又は働き方改革を実施する場合は750万円、実施しない場合は500万円。

補助対象者名 \_\_\_\_\_

交付申請理由： \_\_\_\_\_

	補助対象機器等の名称	補助対象事業の 着手及び完了予定日	労働者の処遇改善 又は働き方改革の有無	補助対象経費① (税抜き額)	国又は市町村補助金額②	補助所要額 ③ ((①-②)×(補助率))
1		交付決定次日 着手 又は 令和 年 月 日 完了 令和 年 月 日				0円
2		交付決定次日 着手 又は 令和 年 月 日 完了 令和 年 月 日				0円
3		交付決定日 着手 又は 令和 年 月 日 完了 令和 年 月 日				0円
計				0円	0円	0円

補助金交付申請額 0円

※申請額の上限は、労働者の処遇改善又は働き方改革を実施する場合は750万円、実施しない場合は500万円。

## 補助対象経費の算出基礎資料

補助対象者名 〇〇建設株式会社

(単位:円)

No	会社名 (メーカー)	書類種別	初期費用 (a)	単価 (b)	数量 (c)	送料等 (d)	補助対象経費 (a) + ((b) × (c)) + (d)
1	(記載例) 〇〇(株)	見積書	15,000円	205,550円	1		220,550円
2	(記載例) 〇〇(株)	見積書	10,000円	108,000円	1	5,400円	123,400円
3	(記載例) 〇〇(株)	見積書	1,000,000円	9,500,000円	1		10,500,000円
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
計			1,025,000円	9,813,550円	3	5,400円	10,843,950円

※1 建設機械は対象外。

※2 価格は全て税抜きで表記すること。

※3 機器等を所有することなく、賃借に要する経費は対象外。

補助対象経費の算出基礎資料

補助対象者名 \_\_\_\_\_

(単位：円)

No	会社名 (メーカー)	書類種別	初期費用 (a)	単価 (b)	数量 (c)	送料等 (d)	補助対象経費 (a) + ((b) × (c)) + (d)
1							0円
2							0円
3							0円
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
計			0円	0円	0	0円	0円

※1 建設機械は対象外。

※2 価格は全て税抜きで表記すること。

※3 機器等を所有することなく、賃借に要する経費は対象外。

別記

第3号様式（第7条関係）

令和 年 月 日

京都府知事 様

申請者 住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）  
氏名（法人にあつては、名称及び代表者の職・氏名）

京都府建設業等生産性向上対策事業補助金変更承認申請書

年 月 日付け京都府指令 第 号により交付決定があつた上記事業について  
下記のとおり変更したいので、京都府建設業等生産性向上対策事業補助金交付要領に基づき、承認を申請します。

記

- 1 変更の理由
- 2 変更の内容
- 3 添付資料
  - (1) 令和5年度京都府建設業等生産性向上対策事業補助金交付申請書 所要額調書  
(別記第2号様式 別紙1)
  - (2) 補助対象経費の算出基礎資料(別記第2号様式 別紙2)
  - (3) 補助対象経費に係る見積書の写し
  - (4) 導入する機器等のカタログ
  - (5) 別表1中補助率の欄の(1)に該当する場合には、その実施状況がわかる資料
  - (6) 国又は地方公共団体による本補助金と対象及び目的を同じくする補助金を活用している場合には、当該補助金の交付申請書等の写し
  - (7) その他参考となる資料

別記

第4号様式（第8条関係）

令和 年 月 日

京都府知事 様

申請者 住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）  
氏名（法人にあつては、名称及び代表者の職・氏名）

京都府建設業等生産性向上対策事業中止（廃止）承認申請書

年 月 日付け京都府指令 第 号で交付決定のあつた上記補助金事業を下記のとおり中止（廃止）したいので、京都府建設業等生産性向上対策事業実施要領に基づき、下記のとおり申請します。

記

- 1 中止（廃止）する補助対象事業名
- 2 中止（廃止）する補助事業の内容
- 3 中止（廃止）の理由
- 4 中止の期間（廃止の時期）



別記

第5号様式（第10条関係）

令和 年 月 日

京都府知事 様

申請者 住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）  
氏名（法人にあつては、名称及び代表者の職・氏名）

京都府建設業等生産性向上対策事業補助金実績報告書

年 月 日付け京都府指令 第 号で交付決定があつた上記事業について、  
下記のとおり実施しましたので、京都府建設業等生産性向上対策事業補助金交付要領に基づき、  
下記のとおり報告します。

記

1 補助金の交付決定額及び精算額

補助金交付決定額	円
補助金精算額	円

2 添付書類

- (1) 令和5年度京都府建設業等生産性向上対策事業補助金交付申請書 所要額調書  
(別記第2号様式 別紙1)
- (2) 補助対象経費の算出基礎資料（別記第2号様式 別紙2）
- (3) 補助対象経費に係る請求書及び領収書等支出の根拠となる書類の写し
- (4) 令和6年2月25日までに利用したことがわかる資料（ただし被服の場合に限る。）
- (5) 国又は地方公共団体による本補助金と対象及び目的を同じくする補助金を活用している  
場合には、当該補助金の交付申請書又は交付決定書の写し

別記

第6号様式（第12条関係）

令和 年 月 日

京都府知事 様

申請者 住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）  
氏名（法人にあつては、名称及び代表者の職・氏名）

京都府建設業等生産性向上対策事業補助金に係る消費税及び地方消費税の  
額の確定に伴う報告書

年 月 日付け京都府指令 第 号で交付決定のあつた上記事業に関する令和5  
年度消費税及び地方消費税の額について、下記のとおり確定しましたので、京都府建設業等生産  
性向上対策事業補助金交付要領第12条第1項の規定により、報告します。

記

- |   |   |
|---|---|
| 1 補助金額（知事が確定通知書により通知した額）                      | 円 |
| 2 補助金の確定時における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額              | 円 |
| 3 消費税額及び地方消費税額の確定に伴う補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額 | 円 |
| 4 補助金返還相当額                                    | 円 |

※参考資料として、上記内容のわかる資料を添付してください。

別記

第7号様式（第13条関係）

取得財産管理台帳

区分 財産名	規格	数量	単価	金額	取得年月日	設置場所	備考
			円	円			
			円	円			
			円	円			

注 数量は、同一規格であれば一括して記載して差し支えありません。ただし、単価が異なる場合には区分して記載してください。

別記

第 8 号様式（第 13 条関係）

令和 年 月 日

京都府知事 様

申請者 住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）  
氏名（法人にあつては、名称及び代表者の職・氏名）

京都府建設業等生産性向上対策事業補助金に係る取得財産処分承認申請書

年 月 日付け京都府指令 第 号で交付決定のあつた上記事業に関し、下記のとおり財産を処分したいので、京都府建設業等生産性向上対策事業補助金要領第 13 条第 3 項の規定より、承認を申請します。

記

- 1 取得財産の品目及び取得年月日
- 2 取得価格及び時価
- 3 処分の方法
- 4 処分の理由

## 12 質問集

Q：軽微な変更とは。

A：交付決定額に対して3割以内の減額をいいます。

機器等の追加や数量の変更、増額変更、3割を超える減額変更については変更申請が必要です。

Q：既に購入済みの機器等は対象となりますか。

A：令和5年4月1日以降に売買契約（注文書等を含む）を締結したものは対象となります。

Q：36協定の有効期間が令和6年4月1日以降となっていますが、補助率3/4として申請可能ですか。

A：平成31年4月1日以降に締結し、所管の労働基準監督署に提出されたものであれば補助率3/4として申請可能です。

Q：50万円未満の機器や被服等に必要な台帳とはどのようなものですか。

A：50万円未満の機器や被服等の台帳の様式指定はありませんが、財産名、数量、購入日、貸与日、貸与者、貸与数、返還日等がわかるものです。

Q：同一年度内に2回以上の補助金申請は可能ですか。

A：補助金限度額の範囲内であれば申請は可能です。ただし、同時に2以上の補助事業を実施することはできません。